

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年4月7日

今治市監査委員 木原盛展
同 永井隆文

監査対象機関	監査結果報告書の日付
<p>地域振興部 地域政策局 地域振興課</p>	<p>令和7年1月14日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 船舶使用料の荷物運賃について、条例に定める運賃で徴収していないものが一部あったので、条例に定める運賃で徴収するとともに、これまでの未徴収分についても適正に対応されたい。</p> <p>なお、未徴収分の対応状況については、令和7年3月31日までに再度報告されたい。</p> <p>2 切符払戻手数料については、地方自治法に基づく特定の者のためにする事務につき徴収する手数料と考えられ、これを徴収委託する場合は条例に定める手数料とすべきところ、徴収委託ができない雑入としてこれまで徴収されてきた。今後は条例改正を行い、令和7年度から手数料として徴収するとのことであるが、徴収委託の手続きも含めて、そのとおり適正に対応されたい。</p> <p>なお、条例改正後に、当該手数料の対応状況（条例改正・手数料科目の新設・徴収委託の手続き等）について、再度報告されたい。</p>	
<p>(措置の内容) 【令和7年2月3日 地地第1254号 報告分】</p> <p>(意見)</p> <p>1 令和6年12月分より条例に定める運賃で徴収するようにしました。これまでの未徴収分につきましては、法制担当部署と協議の上、徴収可能分については徴収することとし、期日までに対応結果を報告します。</p>	

- 2 現在、令和7年3月定例議会において、条例改正案を提出するための手続きを進めています。また、徴収委託の手続きにつきましては、関係法令等に基づき、公示等適切に進めていくとともに、条例改正後に対応結果及び対応進捗状況について報告します。

(措置の内容)【令和7年3月31日 地地第1659号 報告分】

(意見)

- 1 法制担当部署と協議した結果、5年分遡って徴収することとし、令和2年4月分から令和6年11月分を徴収することとなりました。令和7年4月1日付で調定書を発行し、令和7年4月18日までに支払いを求める予定です。

- 2 条例改正については令和7年3月議会において可決され、改正いたしました。令和7年度からも引き続き私人に徴収委託する予定であり、政令に基づき告示等の手続きを行います。